資料提供

令和7年3月14日 課 名 障害者支援課 担 当 者 岡峯 内 線 3160 直通電話 082-513-3162

## 療育手帳情報とマイナンバーの紐付け誤り事案について

デジタル庁の「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、療育手帳の業務システムに登録されているマイナンバー・手帳情報(住所、氏名等)と住民基本台帳の内容が一致しているかの点検を実施したところ、7件の紐付け誤りが判明しました。

なお、誤って紐付けられた人のマイナポータルに別人の療育手帳情報(手帳番号、交付年月日、返還年月日、再交付年月日、障害程度、次回判定年月、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分)が表示される状態となっていましたが、これまでに情報の流出は確認されていません。また、対象情報が外部へ流出しないように速やかに対応し、誤りは修正済みです。

このような事案が発生したことを重く受け止め、個人情報の適正管理を徹底し、再発防止に 努めてまいります。

## 1 点検結果

点検対象件数	紐付け誤り件数
16, 485 件	7件

#### 2 原因

○ 県において、令和4年度に療育手帳の業務システムにマイナンバーを一斉に登録する際に、複数人で確認を行わず、カナ氏名・生年月日・性別が同一の別の方のマイナンバーを登録していた。

※令和4年度以降、新規申請により新たに登録したマイナンバーについての紐付け誤りは ありませんでした。

### 3 対応

- 他者に紐付けられることとなった手帳所持者の方に対し、県から謝罪と説明を実施
- 紐付け誤りが判明した時点で、速やかに本人のものでない情報をマイナポータルで閲覧できないようにした上で、データの修正を実施

《マイナポータルで閲覧できる療育手帳情報》

手帳番号、交付年月日、返還年月日、再交付年月日、障害程度、次回判定年月、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分

○ 紐付け誤りのあった対象情報(手帳番号等)の行政機関による情報閲覧・誤った情報の 利用やマイナポータルの閲覧履歴(直近2か月は履歴を参照可能)がないことを確認

# 4 再発防止策

- マイナンバーを取得する際、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に 係る横断的なガイドライン」に基づき、マイナンバーカード等によるマイナンバーの本人 確認を徹底し、様式に新たにチェック項目(確認年月日、確認方法)を設ける。
- 業務システム入力情報の確認の徹底を図るため、マイナンバーの取扱いについて定めた マニュアルを改正し、住基ネットによるマイナンバーの確認作業を追加する。
- 業務システムへマイナンバーを入力する際に、複数人でチェックを実施したことを記録 表に記載することを徹底する。